介護保険（訪問看護費）

＜介護保険（介護予防）による訪問看護を利用できる方＞
要介護者（介護予防は要支援）等、介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方

算定項目等		1割負担	2割負担	3割負担
①訪問看護Ⅰ-1	（20分未満）※週1回以上20分以上の訪問を行った場合算定可能	314円	628円	942円
②訪問看護Ⅰ-2	（30分未満）	471円	942円	1,413円
③訪問看護Ⅰ-3	（30分以上60分未満）	823円	1,646円	2,469円
④訪問看護Ⅰ-4	（60分以上90分未満）	1,128円	2,256円	3,384円
⑤訪問看護Ⅰ-5　理学療法士等	（1日3回以上は所定額の90%）	294円	588円	882円
※①～④　准看護師については所定額の90%				
※早朝（午前6時から午前8時）・夜間加算（午後6時から午後10時）は、所定料金に25%加算				
※深夜加算（午後10時から午前6時）は、所定料金に50%加算				
※早朝・夜間加算、深夜加算は計画上対象時間の訪問看護、又は、1月2回目以降の臨時訪問に加算				
⑤緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	（1月につき）	600円	1,200円	1,800円
⑥緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	（1月につき）	574円	1,148円	1,722円
※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか一方を算定				
＜算定要件＞訪問看護における24時間対応のニーズに対応する即応体制の確保				
（Ⅰ）1）利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること				
2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制にあること				
（Ⅱ）1）利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること				
⑦訪問看護特別管理加算（Ⅰ） 気管カニューレ・経管栄養・膀胱留置カテーテル等	（1月につき）	500円	1,000円	1,500円
⑧訪問看護特別管理加算（Ⅱ） 在宅酸素療法・人工肛門・真皮を超える褥瘡等	（1月につき）	250円	500円	750円
⑨複数名訪問看護加算	（30分未満）	254円	508円	762円
	（30分以上）	402円	804円	1,206円
※同時に複数の看護師が訪問看護を行う場合				
1）利用者の身体的理由　2）暴力、迷惑、器物破損行為　3）その他利用者の状況				
⑩長時間訪問看護加算	（90分以上の訪問看護を行う場合）	300円	600円	900円
※特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか一方の算定者				
⑪訪問看護ターミナルケア加算		2,500円	5,000円	7,500円
⑫訪問看護退院時共同指導加算		600円	1,200円	1,800円
⑬訪問看護初回加算（Ⅰ）	（1月につき）	350円	700円	1,050円
訪問看護初回加算（Ⅱ）	（1月につき）	300円	600円	900円
※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか一方を算定				
＜算定要件＞訪問看護において、要介護者などの円滑な在宅移行を推進する				
（Ⅰ）1）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院や診療所から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合				
（Ⅱ）1）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院や診療所から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合				
⑭訪問看護体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき）	550円	1,100円	1,650円
⑮訪問看護体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき）	200円	400円	600円
※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか一方を算定				
＜算定要件＞在宅における中重度の要介護者の療養生活のニーズへの対応を強化すること				
1）緊急時訪問看護加算が利用者の50%を占める　2）特別管理加算が利用者の20%を占める				
3）従業員の総数に占める看護職員の割合が6割以上である				
4）1年間にターミナルケア加算の利用者が5名以上〔訪問看護体制強化加算（Ⅰ）〕				
5）1年間にターミナルケア加算の利用者が1名以上〔訪問看護体制強化加算（Ⅱ）〕				
⑯訪問看護サービス提供体制加算１	（1回の訪問につき）	6円	12円	18円
＜算定要件＞				
1)スタッフ全員が研修計画を作成し、実施				
2）事例検討、サービス提供時の留意事項伝達、看護師技術指導会議				
3）スタッフ全員、定期的な健康診断の実施　4）勤続7年以上のスタッフが30%以上占める				
⑰専門管理加算	（1月につき）	250円	500円	750円
（特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合）				
⑱交通費	実施地域は無料			
⑲死後の処置料	10,000円			
※地域区分適用該当のため、介護保険ご利用金額合計に2.1%上乗せして請求させていただきます。				
※入院中の外泊時の訪問看護費については、医療保険での請求となります。				

2025年4月1日現在

介護予防保険（訪問看護費）

＜介護保険（介護予防）による訪問看護を利用できる方＞
要介護者（介護予防は要支援）等、介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方

算定項目等		1割負担	2割負担	3割負担
①予防訪問看護Ⅰ-1	（20分未満）※週1回以上20分以上の訪問を行った場合算定可能	303円	606円	909円
②予防訪問看護Ⅰ-2	（30分未満）	451円	902円	1,353円
③予防訪問看護Ⅰ-3	（30分以上60分未満）	794円	1,588円	2,382円
④予防訪問看護Ⅰ-4	（60分以上90分未満）	1,090円	2,180円	3,270円
⑤予防訪問看護Ⅰ-5　理学療法士等	（1日3回以上は所定額の50％）	284円	568円	852円
※①～④　准看護師については所定額の90％ ※早朝（午前6時から午前8時）・夜間加算（午後6時から午後10時）は、所定料金に25％加算 ※深夜加算（午後10時から午前6時）は、所定料金に50％加算 ※早朝・夜間加算、深夜加算は計画上対象時間の訪問看護、又は、1月2回目以降の臨時訪問に加算				
⑥予防緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	（1月につき）	600円	1,200円	1,800円
⑦予防緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	（1月につき）	574円	1,148円	1,722円
※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか一方を算定 ＜算定要件＞訪問看護における24時間対応のニーズに対応する即応体制の確保 （Ⅰ）1）利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること 2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制にあること （Ⅱ）1）利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること				
⑧予防訪問看護特別管理加算（Ⅰ） 気管カニューレ・経管栄養・膀胱留置カテーテル等	（1月につき）	500円	1,000円	1,500円
⑨予防訪問看護特別管理加算（Ⅱ） 在宅酸素療法・人工肛門・真皮を超える褥瘡等	（1月につき）	250円	500円	750円
⑩複数名訪問看護加算	（30分未満）	254円	508円	762円
	（30分以上）	402円	804円	1,206円
※同時に複数の看護師が訪問看護を行う場合 1）利用者の身体的理由　2）暴力、迷惑、器物破損行為　3）その他利用者の状況				
⑪長時間予防訪問看護加算	（90分以上の訪問看護を行う場合）	300円	600円	900円
※特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか一方の算定者				
⑫予防訪問看護退院時共同指導加算		600円	1,200円	1,800円
⑬予防訪問看護初回加算（Ⅰ）	（1月につき）	350円	700円	1,050円
予防訪問看護初回加算（Ⅱ）	（1月につき）	300円	600円	900円
※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか一方を算定 ＜算定要件＞訪問看護において、要介護者などの円滑な在宅移行を推進する （Ⅰ）1）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院や診療所から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合 （Ⅱ）1）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院や診療所から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合				
⑭予防訪問看護体制強化加算	（1月につき）	100円	200円	300円
＜算定要件＞在宅における中重度の要介護者の療養生活のニーズへの対応を強化すること 1）予防緊急時訪問看護加算が利用者の50％を占める　2）予防特別管理加算が利用者の20％を占める 3）従業員の総数に占める看護職員の割合が6割以上である				
⑮予防訪問看護サービス提供体制加算１	（1回の訪問につき）	6円	12円	18円
＜算定要件＞ 1)スタッフ全員が研修計画を作成し、実施 2）事例検討、サービス提供時の留意事項伝達、看護師技術指導会議 3）スタッフ全員、定期的な健康診断の実施　4）勤続7年以上のスタッフが30％以上占める				
⑯専門管理加算	（1月につき）	250円	500円	750円
（特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合）				
⑰交通費	実施地域は無料			
⑱死後の処置料	10,000円			

※地域区分適用該当のため、介護保険ご利用金額合計に2.1％上乗せして請求させていただきます。
※入院中の外泊時の訪問看護費については、医療保険での請求となります。

2025年4月1日現在

医療保険（訪問看護療養費）

＜医療保険による訪問看護を受けられる方＞
主治医が訪問看護を必要と認めた方
１）介護保険の対象でない（非該当）の方　２）厚生労働大臣が定めた疾患や病状の方

算定項目等		1割負担	2割負担	3割負担
①訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）週3日目まで		560円	1,110円	1,670円
	（看護師・理学療法士等）			
	（准看護師）	510円	1,010円	1,520円
②訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）週4日目から		660円	1,310円	1,970円
	（看護師・理学療法士等）			
	（准看護師）	610円	1,210円	1,820円
③長時間訪問看護加算（90分超）	（週1回）※特別訪問看護指示書の対象者 特別管理加算の算定者 （週3回）※15歳未満の対象者	520円	1,040円	1,560円
④難病等複数回訪問看護	（2回訪問した場合）	450円	900円	1,350円
（厚生労働大臣が定める疾病など）	（3回訪問した場合）	800円	1,600円	2,400円
⑤機能強化型訪問看護管理療養費１		1,320円	2,650円	3,970円
	（月の初日の訪問）			
	（2回目以降）	300円	600円	900円
⑥機能強化型訪問看護管理療養費２		1,000円	2,000円	3,010円
	（月の初日の訪問）			
	（2回目以降）	300円	600円	900円
⑦機能強化型訪問看護管理療養費３		870円	1,740円	2,610円
	（月の初日の訪問）			
	（2回目以降）	300円	600円	900円
⑧訪問看護管理療養費 ※		770円	1,530円	2,300円
	（月の初日の訪問）			
	（2回目以降）	300円	600円	900円

※24時間対応、ターミナルケア、重症度の高い方の受け入れ、介護保険の居宅介護支援事業所の併設など、機能の高い訪問看護の対応。算定要件により、上記⑤～⑧のいずれかを算定。
※機能強化型訪問看護管理療養費　算定要件
⑤機能強化型訪問看護管理療養費１
（常勤看護師数7人以上)(ターミナルケア件数年間20件以上)(難病等の利用者が月に10人以上)等
⑥機能強化型訪問看護管理療養費２
（常勤看護師数5人以上)(ターミナルケア件数年間15件以上)(難病等の利用者が月に7人以上)等
⑦機能強化型訪問看護管理療養費３
（常勤看護師数4人以上)(難病等の利用者が月10人以または、複数の訪問看護で共同し訪問看護を提供する利用者が月10人以上)等
⑧訪問看護管理療養費　（機能強化型１～３以外）　※2025年5月1日より算定

⑨24時間対応体制加算	（1月につき）	680円	1,360円	2,040円
⑩特別管理加算Ⅰ（難易度高）	（1月につき） （気管カニューレ・経管栄養・膀胱留置カテーテル等）	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	（1月につき） （在宅酸素療法・人工肛門・真皮を越える褥瘡等）	250円	500円	750円
⑪複数名訪問看護加算（週1回）	（看護師等）	450円	900円	1,350円
	（准看護師）	380円	760円	1,140円

※同時に複数の看護師が訪問看護を行う場合
1)末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者　2)特別管理加算の対象者　3)特別訪問看護指示書の対象者
4)暴力行為、迷惑行為、器物破損　5)その他利用者の状況

⑫緊急時訪問看護加算（イ）	（1日につき）※月14日目まで	270円	530円	800円
緊急時訪問看護加算（ロ）	（1日につき）※月15日目以降	200円	400円	600円
※在宅療養支援診療所の指示により緊急時訪問の場合				
⑬乳幼児加算(6歳未満)	（1日につき）	150円	300円	450円
⑭夜間・早朝訪問看護加算	（午後6時～午後10時)／午前6時～午前8時)	210円	420円	630円
⑮深夜訪問看護加算	（午後10～午前6時)	420円	840円	1,260円
⑯退院時共同指導加算	（退院・退所につき）	800円	1,600円	2,400円
⑰特別管理指導加算	（特別管理加算の対象者）	200円	400円	600円
※退院・退所にあたって訪問看護師等が主治医または、その所属する医療機関や施設等の職員とともに、訪問看護利用本人または、その看護に当たっている者に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合（特別管理加算対象者は⑰を追加して加算）				
⑱訪問看護ＤＸ情報活用加算		10円	10円	20円
※オンライン資格確認を行う体制を有している訪問看護ステーションであること				
⑲退院支援指導加算	（退院日に訪問・90分以内）	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算長	（退院日に訪問・90分以上・特別管理加算算定者に限る）	840円	1,680円	2,520円
※1）退院日に訪問看護指示書の交付されている利用者　2）末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者　3）特別管理加算算定の利用者				
⑳訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ		80円	160円	230円
㉑訪問看護ターミナルケア療養費１		2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費２	（特老等にて看取り介護加算等算定の場合）	1,000円	2,000円	3,000円
㉒外泊時の訪問看護（外泊中1回）	（厚生労働大臣が定める疾病などは、外泊中2回）	850円	1,700円	2,550円
㉓交通費実費負担	１km＝50円			
㉔休日加算	1,800円			
㉕死後の処置料	10,000円			

2025年4月1日現在